

キャンピングカーの「空間」のシェアリング実証

申請者 株式会社 DADA

認定日等

認定：2019年●月●日
(申請：同年9月12日)

主務大臣 経済産業大臣（事業所管）
厚生労働大臣（規制所管）

実証目的 バスを改造したキャンピングカー「BUS HOUSE」を、ユーザーが移動ができない状態で貸し出し、キャンピングカーという「空間」に対するニーズの多様化に関する社会実験を行う。

実証計画（実証期間：2019年10月～2020年3月）

- ①申請者は、沖縄県内において、道の駅、キャンプ場、海岸沿いの私有地など、ニーズがあると想定される場所について、所有者又は管理者から、実証で用いることに対して事前に同意を得る。
- ②サービス利用者は、WEBサービス上でレンタルする場所を選択。
- ③申請者は、その場所に出向き、当該サービス利用者に対してキャンピングカーを貸し出す（貸出期間2か月半程度で、30組程度の利用を想定）。タイヤロックなど、利用者による移動不可とする措置をとり、鍵を貸し出す。
- ④返却後、申請者はキャンピングカーを営業所等に持ち帰り、清掃等を行った上で、次の貸し出しを行う。
- ⑤利用者情報、利用者・周辺住民等の評価、車体への影響等の情報を収集・分析し、車両や近隣への影響の有無、利用ごとに営業所等に移動させ清掃等を行う措置の必要性などを確認する。



課題となった規制について

サンドボックス実証を申請する背景

- インバウンド等の観光客をはじめ、運転免許を保有しない者、または運転免許を保有しているものの実際には運転を行わない者に対しても、キャンピングカーの特徴である「空間」を貸し出すことが可能となれば、キャンピングカーの活用方法が広がることとなり、新たな価値提供が期待できる。
- 本実証の方法により、キャンピングカーの貸出しを行う場合においては、旅館業法の定める許可を要しないことが明確化され、早期に事業展開を開始できることを望む。

新技術等関係規定に違反しないことの方

- 旅館業法に定める「旅館・ホテル営業」とは、
 - ① **施設を設け、**
 - ② 宿泊料を受けて、
 - ③ 人を宿泊させる営業をいうものと定めている（旅館業法第2条第2項）。
- 本実証で用いられるキャンピングカーは、一定の所在地になく、貸し出しから返却された後は、営業所等に移動させ、清掃等を行った上で次のレンタルを行うこととしている。この貸し出しにおけるキャンピングカーは、キャンプ場で行われるテント、寝具等の貸出しと同様、旅館業法第2条第2項にいう「施設」に該当せず、よって旅館・ホテル営業には該当しないことから、旅館業法の許可を要するものではない。

申請者が所有するキャンピングカー（BUS HOUSE） 2号車・3号車



(参考) 関係法令等

旅館業法 (抄)

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、**施設を設け**、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3・4 略

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。